

時事新報は一年三百六十五日休刊なし

# 時事新報

第二千二百二十五號  
明治廿二年三月十一日 月曜日  
舊曆己丑二月十日 (丙戌)  
日出版五時五十分  
月出版五時五十分  
年出版五時五十分  
（西曆一千八百八十九年）

## 時事新報

教育の犠牲（昨日の續）

本論に付きエフ・マクス・ムール氏の意見

回顧すれば今と異なる凡そ四十年前、余は文官の撰  
任に試験の必要なる事を熱心論議したるものなれば世  
人は余が敢て経々しく右の意見書を記名せざりし次第  
を了解せらる可し印度政廳にて官吏の任用を公開の試  
験に付せし前、及びサー・チャールズ・ストレーマンが  
英國の文官任用規則に改正を加へし前、余は余はタイ  
ムス新聞の紙上に於て特許に依りて官職を與ふるの事  
を論じ文官の登用は試験に於てせざる可らざる事を痛  
論したりき今日に至りては余は此論に於て一步を狂  
げざるのみならず猶ほ依然として特許官の事は人間  
を過分なりとの説を執る者なれども又然らば世の情  
態を察するに今や正に其試験の方法を吟味して之を改  
真し若し能く其利に伴ふ所の害を減ずるの  
策を講ずべきの時節到来したりと云ふ可し抑も現行の  
試験法は其利益の多きも拘はらず我國の公共學校及  
び大學校の實際に缺典あるを免れざるは明白なる二個  
の事實に依て之を證す可し即ち其一は既公立學校に  
於て六年の課程を卒へたる者にして大學分科及び大學  
の入学試験に落第したる者の數と其二はオクスホルド  
及びケンブリッヂ大學の學位を有する者にして一兩年  
の用意を爲さざれば文官登用試験に及第するものと能は  
ざる者の數とを見れば事實の證明より餘り餘りなるも  
のある可らず余は十分の事を論せんを欲すれども  
その餘暇なきを以て唯、余の心中最大の所感を陳する  
に止む可し余がオクスホルド及びケンブリッヂに於て  
に依れば曾て試験法に關したる所の論議は全く非難に  
歸したるもの如し今の少年學生は百餘の課業を唯試  
験及第と云へる一の目的を有するのみにして其讀書可  
きの書は勿論、紙數に至るまでも夫々規則に所定あり  
て自由の撰みを選ばず終日課業を履みて左右を顧み  
る暇なきを以て斯くて其結果は如何と云ふも  
規定の課業は止むを得ずして之を修むるも一たび試験  
の畢る後は恰も重荷を卸したるごとく直に忘却し去  
て片影を留めず唯その跡に殘る物は心理上の悪念とし  
て無理に過食したる後に嘔吐を思ふて食物を嫌ふと一  
般の病症のみ余の所見にては此不幸たるや實に甚し  
きものにして今日までにはイザ知らず今後は必ず英國精  
華の血を瀉するも至るものとならんを信じて痛歎  
ふ堪へず蓋し現行法の下に最も苦しめらるる者は最も  
卓越の人物にして多數の愚人は之が爲め益し活潑有  
爲の少年は之が爲め損する所多かる可し往時我國にて  
賢才と稱する人々は其大學校に在るや猶ほ尋常一様の  
懶惰生たるを免れざるものなれども刻苦勉強の其  
中に何時しか發達して終に他に秀づるの尤物とあるも  
のなりしが今の所謂賢才の少年あるものは皆一様に發  
達し皆一様に秀逸して何れを是れと區別する能はざ  
る程なり其結果、果して如何ある可きや國會議員と云

ひ裁判官と云ひ僧正と云ひ海陸の將校と云ひ後才卓越  
の人甚だ多しと雖も其人物たる何れも同一様にして其  
姓名を知らんとするには職員録を繕かざるを得ず今や  
我國は國民群中に卓越する智力上の勇者を失ひつゝあ  
るの有様なるが扱之を歴史に徴するも古來何れの國に  
ても他の衆人中に卓越したる數個の人物即ち其の豪傑  
なくして能く其國運の隆盛を致したるの例あるも亦  
し然らば則ち之を救ふの方法如何と云ふも余の所見を  
以てすれば大學校の試験法を改正するに在る可しと思  
はるゝ亦り即ち其試験法を二種と爲し一は後來の望ある  
賢才有爲の者の爲めに二は其他の者の爲めと設け扱第  
二種の試験は今日現行の其儘にて唯大學の學位を與ふ  
るものと止めて單に分科大學の得業生となし第一種  
の方は大學に於て其卒業試験を行ひたる後猶ほ三四  
年を経て更に最後の試験を考し學位稱號を與ふるも  
くさすものなり蓋し其の方法の實際の利害は試験掛其  
人は關するものにして英國の試験掛は大抵少壯の人は  
れども獨逸にては之を反して年老の人は常とし獨  
逸の試験掛は受験者の卒業學修したる所を試むれども  
英國少壯の試験掛は其知らざる所を試むるの風なきに  
あらず然かのみならず英國にては時として試験掛が受  
験者の豫備の教師たりし事ありて人間の常情とし  
て他をして不安心の思を爲さしむるも亦さきやあ  
らず兎に角又文官の登用法も關しては余は競争試験を代  
用す可き良法あるを知らざる者なれども其競争は之を  
極度に減ずるとを得ざるもあらず即ち其方法は試験掛  
の管轄を厳密にするに競争試験を漸次に應用試験に變  
ずるの二個條も最も必要なる可し (以下次號)

### 雑報

○筑後の若津港と肥前の早津井港 筑後國若津港は筑  
紫三郎の河口にあり古來船舶轉輸の要港にして今尙ほ  
大坂商船會社の定期航海船船并に關西諸航業會社の船  
船を寄附せしむる處なれども筑紫三郎の上流より年々  
流し來る土砂自然に埋りて港内を淺くし今は漲潮の時  
にすら僅かや吃水九尺まで位の小船を入るゝに過ぎざ  
るを以て通例は若津港より三十丁程を下りたる宇一軒  
家に船舶を寄泊し福岡縣下より若津港へ向けて輪し來  
る一切の貨物は上荷船より一軒家に運び始めて汽船よ  
り搭載するものなり併し此一軒家も水積甚だ深からず一  
箇月二回の大満潮時の外は吃水十二尺の汽船さへ  
七八分の貨物を積み得るに過ぎず同所より四哩程を隔  
てたる鷹頭沖にて再度の積込を経て始めて滿載したる  
のみならず右鷹頭沖より一軒家に至る間は兩岸より突  
出したる陸地幾多の屈曲を爲し地理不明なる土地の  
船手を雇ふて毎回汽船の水先きを托せざる可らず且又  
風浪荒らさず時は上荷船を下し難きを以て空しく其積  
載の迄待たざる可からざる等かたゝの不都合ありて從  
來海國の難港を鳴し居たる所ありしが昨年大坂商船會  
社頭取河原信可氏が百貫港封鎖事件にて九州に赴きた  
る途次同地方より立寄りて實地を視察したる上同じ筑後

河の下流なれども佐賀縣下肥前の地籍に屬する早津井  
港は若津より僅か二十町にして一軒家より上荷物の  
運送に便多く且つ灣内水深くして從來海軍省にては同  
所軍艦を泊せしむる等の事を聞き果して然らん  
には前條の如き不便を免れ得べしとて一應實地を臨  
檢して歸坂したる後更に技手を派して實測せしめ去月  
廿四日を以て同社の淺川丸を試み入港せしめたるも  
吃水十一呎の同船が滞りなく入泊して満足の結果を得  
たれば同社は筑紫三郎の淺深工事落成後は兎も角今後  
更めて右早津井港に諸船を寄港せしむる積りなる由  
開く所に據れば同社にて愈々此事を執行する時は若津  
港の貸座敷業者が從來一軒家を寄泊したる舟子を重  
もかる客とせしむる幾分が減少の影響を蒙るべき恐れ  
あり且つ從來若津港在住の舟子として前記鷹頭沖以内  
の水先業を以て活計を立てしもの俄か營業を失ふ上市  
中一般も多少の客足を減ずべしとの考より右の舉不  
平を唱へ居るものあるよしなれども大體の上より見る  
時は上荷船の航路を始めとして積込の難易、手數の繁  
簡等若津港荷物問屋の營業上にも一方からざる利益を  
與ふる次第なれば事圓滑に行はれて雙方の便を増加す  
るからんと云ふ

○秋田縣の縣會議員選舉 縣會議員選舉を命せられたる秋  
田縣會の議員改選も愈々本月一日より着手したるも  
は前號の本紙に記したるが去月廿六日に發布したる法  
律第六號府縣會議員選舉規則は別々施行期日として定め  
あらざれば各地方には到達後七日を以て施行の期とな  
すも勿論なるべく而して秋田縣の如きは到達日數八  
日を要するを以て本月五日は同規則の到着日として  
れより七日とすれば本月十二日は即ち其施行の期日と  
ある然るに同縣は今や各郡とも縣會議員改選の眞最中  
に去て仙北郡の如きは既に結了したれば同規則の支配  
を受くべき限にあらざるも十二日以後に選舉會を開く  
べき各郡は無難此規則を運行す可き事ならん左れば一  
縣會として舊規則よりて選舉せられたる議員と新規  
則よりて選舉せられたる議員とを並立せしむるのみ  
ならず新規則第四條に據れば議員の資格にも多少の變  
更あるもあれば十二日以前に選舉會を了りたる地方  
では新規則に照らして無資格の議員を縣會に出すの  
奇觀を呈するやも測られず併し同規則の附則第二項に  
名稱調整前議員の選舉を要する府縣に於ては舊名稱を  
用ふるものとを得たればは新名稱調整前に當りて一旦舊  
名稱に記名せられし者は舊名稱の資格を有するも  
らんれば此心配は無用なるべきか云々と同地よりの  
近報に見えたり

○大坂綿の商況 同地に於ける綿の商況は豫ても記載  
せし如く昨年は内地の收穫殆んど平年の半作なりしも  
上海地方同品の操作なりし爲め同年十一月頃より此  
頃迄内地へ輸入せし支那操綿、實綿等共數量意外に多  
く其取引も中々に盛んにして現大坂の内外綿會社の  
手に輸入せし數量のみにては十二月三十日迄に凡百三  
十三萬八千八百貫目餘此代金九十九萬六千五百圓餘本  
年一月より去る廿二日まで輸入高は操綿、實綿合し  
て百二十萬千七百二十斤餘此代金十二萬六千五百圓  
餘なり但し二月中旬以後は清國の正月に當りて自然と  
輸出を減じたるも且つ日本と上海との相場は一時品  
みの爲め殆んど相平均せしむるありしとに因りて大に  
輸入高を減じ居り聞所に據れば左る事情ありとも

只今内地の各  
して殊と一旦派  
圓若しくは三圓  
頃までは目下  
葉分、尾張、備中  
花、堂嶋等の各  
初む可き都合亦  
も明かなりとの  
し凡そ一圓二三  
層の騰貴を見る  
坂上銘六二八一  
百斤に付十八圓  
He: "What kind  
of game bird? Mid  
the hand?"  
男 其若物は何  
女 鶉の毛  
男 道運でお前  
帝

第三十六條  
得ず  
No one can  
of both Houses  
解に曰く貴族院  
を以て組成せし  
を以て衆議院は  
亦又衆議院は  
ての利害を  
くして平民に  
固より論を  
故に一身兩體  
議院の議員た  
國議會の開閉  
は實際に於て  
(參照)獨逸憲  
の權を有す  
んとする時は  
即ち上院議員  
得るものにて  
意見を述る迄  
よ於ても道理  
は各國の憲法  
任を許さるる  
に代議士院の  
議官に拜する  
等官の代議士  
議院議員の撰  
第三十七條  
す

解に曰く此條  
以て立法權を  
なれども一方